

第3章 犯罪・セキュリティー

有害情報への取り組み

ISPの「違法情報に関する民事責任」を検討 「有害情報」に対する全社会的対応が必要

『インターネット白書2000』では「違法・有害コンテンツ対策」について検討した。今回は、郵政省で2000年5月に第1回会合を開き、同年12月に報告書を出した「インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会」で議論したところを「報告の概要」で見ることとする。

有害情報への対応の必要性

報告書の「第1章 インターネット上の違法な情報や有害な情報への対応の必要性」では、「違法な情報や、有害な情報のうち発信自体が社会的に相当でないものについては、基本的には発信者側の問題ではあるが、情報の流通を媒介するサービス・プロバイダ等も何らかの措置を講ずることが可能な場合があり、その場合には適切な対応が期待されている。また、有害な情報のうち受信者の年齢等の属性や受信の場面により有害性が異なるようなものまで含めた違法な情報・有害な情報全般に関しては、受信者側での効果的な対応策の整備が求められている」とし、「第2章 サービス・プロバイダ等による対応」と「第3章 受信者側での対応」に分け、論点を明示している。

サービスプロバイダー等による対応

報告書の第2章では、サービスプロバイダー等による対応について、「1 現在の取組」「2 自主的な取組における問題点」「3 検討の対象となる主体」「4 検討の対象となる情報」「5 責任の明確化に関するルール整備の在り方」、および「6 発信者情報開示に関するルール整備の在り方」という観点から問題を解明している。この章で「検討の対象となる情報」は、「有害情報」と「違法情報」に大別されるが、そのうち「有害情報」は「削除等をしなくても受信者等との関係で法律上

の責任を問われるものではなく、基本的には契約による対応を行うべき問題であるため、誤って削除等をしてしまった場合における発信者との関係についても、契約上の問題として処理することが適当である」としている。また「違法情報」のうち「刑事責任」については、「違法な情報に関する刑事上の責任については、サービス・プロバイダ等は違法な情報の掲載を知っただけでは直ちに責任を問われることは考えにくい。当面、検討の対象とはしないで、今後の検討課題とする」と対象外としている。したがって検討の対象とするのは「違法情報に関する民事責任」ということになる。その理由について、「違法な情報に関する民事上の責任については、責任を問われる可能性があるため、検討の対象とする必要があるが、その際には、名誉毀損の情報や知的財産権侵害の情報等について、情報の種類で区別して取り扱う合理的な理由はないため、すべての違法な情報について、検討の対象とするべきである。なお、著作権分野等の独自の規律を有する分野については、その分野独自の必要性を勘案し、独自の規定を設けることも考えられる」と述べている。

「発信者情報開示」のルール整備

そのように検討対象を限定しても、論点は多岐にわたる。そのうち違法情報であると主張される情報を発信した者（発信者）が誰であるかを、サービスプロバイダーが開示することは「通信の秘密」を侵害するおそれがあるので、「発信者情報開示に関するルール整備の在り方」が問題となる。

開示の是非を判断する主体については、

①サービスプロバイダー等、②専門的な知識を有する第三者機関、および③裁判所、が考えられる。これらについて報告

書は、「サービス・プロバイダ等が判断することとすると、(a) 開示をしなかったとしても責任を問われる可能性がないため、引き続き開示は進まないことや、逆に(b) 誤って開示してしまった場合でも免責することとすると、過度に開示が進みかねないことなどの問題がある。また、第三者機関による判断の仕組みについては、仲裁機関として位置付けたとしても、当事者の仲裁の同意が得られない場合も考えられることから、すべての場合に有効な解決を提供できる訳ではない。このため、それらの方策が機能しない場合にも対応できるよう、第三者機関による判断の仕組み等と併せて、問題を最終的に解決する立場にある裁判所が関与して解決する手続の整備を図ることが望ましい」と整理している。

受信者側での対応

報告書の第3章では、「受信者側での対応」について、「1 受信者側での取組の必要」「2 フィルタリングの方式」「3 ラベリング・フィルタリングによる対応の枠組み」、および「4 普及方策」に分けて問題を取り上げている。そのうちの「4 普及方策」では、「ラベリングやフィルタリングの普及促進のため、その利用を法律により義務付けることも考えられるが、表現の自由への萎縮効果等の観点から、情報発信者等インターネットに関わる者による自主的な取組として対応していくことが望ましい」と、表現の自由との関係に配慮している。

このように検討してみると、「違法情報」とは区別される「有害情報」をどのように扱うかは、全社会的に対応する必要性が大きいことを痛感する。

(堀部政男 中央大学法学部教授)



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp